

特殊車両承認基準

項目	申請を必要とする車両諸元	制限承認	不承認基準
幅	2.5m を超えるもの	3.25m を超えるものは、 ①時間制限 (21:00～06:00) 及び②誘導車の配置	ハーバーハイウェイ： 3.4m を超えるもの 〔 摩耶埠頭料金所本線ブース（東行・西行） 摩耶埠頭料金所摩耶埠頭出口ブース（東行・西行） 摩耶埠頭料金所摩耶埠頭入口ブース（東行） 〕
			ハーバーハイウェイ：摩耶埠頭入口ランプブース（西行） 3.2m を超えるもの
			摩耶大橋料金所ブース 4.0m を超えるもの
高さ	4.1m 以上		ハーバーハイウェイ（神戸大橋・六甲大橋を含む）、 港島トンネル 4.5m を超えるもの
長さ	セミトレーラー 17.0m を超えるもの フルトレーラー 19.0m を超えるもの 上記以外の車両 12.0m を超えるもの		
最小回転半径	12.0m を超えるもの	道路中央をこえる場合は 誘導措置	
総重量	20.0 t を超えるもの	80t を超えるものは 地下埋設物調査	ハーバーハイウェイ（高架橋部分） 60.0 t を超えるもの
			苅藻橋・川口橋・須磨高架橋 50.0 t を超えるもの
軸重	10.0 t を超えるもの	橋梁・高架道路は徐行及び 連行禁止	ハーバーハイウェイ（高架橋部分）、苅藻橋、 川口橋、須磨高架橋 19.0 t を超えるもの
輪荷重	5.0 t を超えるもの	橋梁・高架道路は徐行及び 連行禁止	ハーバーハイウェイ（高架橋部分）、苅藻橋、川口橋、 須磨高架橋 9.5 t を超えるもの

1. 上記の表以外に南天上橋の特殊車両の通行は不可（警察の通行規制による）
2. 上記の不承認基準を超える場合でも、埠頭内に限る通行の場合や他の運送方法で困難な場合は個々の条件や状況に応じて検討する場合がある。
3. 上記の表以外に個別の道路の架空や地下埋設物等の状況により条件を付す場合や不承認とする場合がある。